

今からはじめる、認知症対策・相続対策に！

# 民事信託ラウンジ

2016年11月1日

# OPEN

**場所** 司法書士法人アプローチ内(丸の内駅徒歩1分)

司法書士法人アプローチでは、この度「民事信託」を専門的に取り扱う「民事信託ラウンジ」を併設いたしました。  
相続対策（生前贈与や遺言、収益不動産の所有）を現在行っている方や、事業経営者の方に特におすすめする制度です。

## 民事信託とは

民事信託とは、

- ① 自身（＝委託者）の財産を、
- ② 信頼できる人（＝受託者）に託し、
- ③ 利益を得る人（＝受益者）のために、
- ④ 特定の目的に従って、管理・処分してもらう  
財産管理の手法です。



今まで、認知症対策や相続・事業承継対策などの生前対策は、「成年後見」や「遺言」、「贈与」などが活用されてきましたが、それらの制度では解決できなかった課題に対して、「民事信託」を活用することで解決ができるようになったことから、近年新たな財産管理手法として「民事信託」が注目を浴びています。



民事信託は、成年後見制度とは異なり、信頼できる人（家族など）との契約により自身の財産管理を決定することができるため、柔軟に幅広い活用ができることが特徴です。

### ■具体的な活用ケース

お客様のお悩み	民事信託活用によるメリット
自分が認知症や病気になってしまった後、収益物件の管理や売却をしていくのに不安を感じる	認知症発生後は、不動産の管理・売却を受託者に任せることができる
事業承継のために、円滑な株式・財産の承継をおこないたい	議決権の委譲を伴わずに株式の贈与を行うことができる
相続税対策のために不動産を法人化したいが、登録免許税・不動産取得税が高額	一般社団法人を活用した民事信託で流通税を節税できる
直系の親族へ財産を分与させ、配偶者への財産分散を防ぎたい	遺言では不可能な2代以降の遺産承継先を指定することができる

認知症対策や相続対策をお考えの方は、ぜひご相談ください。

# 民事信託ラウンジでできること

## ■民事信託専門家によるご相談

民事信託の専門家によるご相談を承ります。相続・事業承継に強い専門家がお話をお伺いし、お客様に最適なお提案をさせていただきます。ご相談は、ご予約をお願いします。

TEL  
052-228-0713



## ■セミナーの開催

民事信託ラウンジでは、定期的にセミナーを開催いたします。弊社の具体的な解決事例を元に、「どのような場合に民事信託が活用できるか?」「ほかの制度との違いは?」など、わかりやすくお伝えいたします。



## ■相続診断士による相続診断

相続診断士による相続診断をご提供いたします。簡単な質問に答えて頂くだけで、お客様の争族危険度や緊急度などが分かります。



## ■相続等に関する書籍・DVD

相続はもちろん民事信託に関する書籍・DVD等を1人(1組)1時間のご利用で、ご自由にお読みいただけます。是非、ご予約ください。



**民事信託ラウンジへの来所ご予約受付中!**  
下記申込用紙より、お電話・FAX又はメールにてお申込みください。

お電話でのお申込み⇒0120-512-432 (担当:長谷川・田中)  
メールでのお申込み⇒[soudan@approach.gr.jp](mailto:soudan@approach.gr.jp)

## FAX申込用紙

フリガナ					電話番号					
お名前					電話番号					
ご住所	〒	—								
E-mail					@					
来所希望日	第一希望日	月	日	時	分~	第二希望日	月	日	時	分~
	第三希望日	月	日	時	分~					

↓ FAX番号 052-228-0714 (担当:長谷川) ↓